

紹介状をご持参ください

受診の際には、かかりつけ医の紹介状をお持ちください。

当院では厚生労働大臣の定める基準により、保険医療機関相互間の機能分担および業務の連携推進のため、**医師からの紹介状をお持ちでない方**には原則として、**初診時に診察料とは別に選定療養費として請求させていただいております。**

2020年4月1日より、初診時にいただく選定療養費の金額を変更させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。



「初診時」とは以下の場合です。

- ① 当院を初めて受診した場合
- ② 以前に当院を受診された方でもその後の治療が終了している場合
- ③ 患者様が任意に治療を中止し、しばらく受診していない場合

ただし、「緊急その他やむを得ない事情」により、他の医療機関からの紹介なしに来院した場合は、この限りではありません。「緊急その他やむを得ない事情」とは以下の通りです。

- ① 救急車による搬送および時間外等における救急診療
- ② 国の公費負担医療制度の受給対象者
- ③ 地方の公費負担医療制度の受給対象者
・特定の障害・疾病等によるもの ・牛久市マル福をお持ちの方

※対象となる方で紹介状を後日持参していただければ返金いたします。

会計窓口まで申し出願います。